

いじめ防止「学校・家庭連携シート」

子どもの小さなサインを見逃さず いじめの早期解消めざして



児童生徒の安心・安全を守る、
仙台市教育委員会の
イメージキャラクターです。

いじめは しない させない ゆるさない

仙台市では、今年度から、5月と11月を“いじめ防止「きずな」キャンペーン月間”とし、「いじめはしない させない ゆるさない」をスローガンに、いじめの未然防止に取り組みます。

学校、家庭、地域での児童生徒の生活の様子に目を配り、児童生徒の表情や言動など、わずかな変化に心を配ることで、いじめについて早期に気づき、学校、家庭、地域が連携し早期解決を図るため、このシートを活用しましょう。

いじめの定義

いじめ防止対策推進法より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

仙台市教育委員会

いじめについて早期に気づき、 学校、家庭、地域が連携して早期解決を図るために



家庭では

- いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るということを理解しましょう。
- 「昔もいじめはあった」「いじめられる側にも問題がある」などという考えは、改めましょう。
- 「うちの子、最近、おかしいかもしれない？」などと感じた時は、子供の立場に立って、じっくり聞くようにしましょう。
- どんないじめからも、大人はいじめられた子供を「必ず守り抜く」という強い姿勢を伝えましょう。



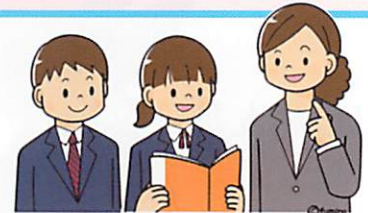
地域では

- 地域全体で学校の教育活動を支援することを通して、子供を守り育てる環境づくりを推進しましょう。
 - ・ 地域清掃活動やあいさつ運動を通して。
 - ・ 登下校時の見守り活動を通して。
 - ・ 学校評価委員会や地域教育懇談会を通して。
 - ・ 学校地域支援本部の活動を通して。
- 学校では対応しきれない場合は、児童相談所や警察などの関係機関との連携が必要になります。



学校では

- どんな小さなことでも見逃すことなく、積極的な把握に努め、いじめを早期に気づき、早期に対応し、いじめの解消に向けて徹底して指導します。
- いじめを受けている児童生徒の立場に立ち、必要に応じて毅然とした指導を行い、いじめを受けている児童生徒を徹底して守り抜きます。
- いじめの問題について組織的に対応する体制を整え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、いじめの解消に向けて取り組みます。
- いじめについて早期に気づくため、児童生徒の日頃の様子を観察を行ったり、アンケート調査を行ったりする等、いじめの把握に努めます。
- 児童生徒及び保護者、地域の方が相談しやすい教育相談体制を整えます。相談を受けた場合は、いじめの解消に向けて、速やかに対応します。



こんなことは、いじめです！

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句を言われるなど
 - ・ 嫌なあだ名を付けられ、しつこく言われる。
 - ・ 「消えろ」「死ぬ」などと言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされるなど
 - ・ 遊びや活動に入れない。
 - ・ 席を離したり、避けて通ったりする。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりするなど
 - ・ 遊びを装い、技をかけられたり、叩かれたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られるなど
 - ・ 繰り返し、蹴られたり、叩かれたりする。
- 金品をたかられるなど
 - ・ 脅されて、金品を持ってくるように言われる。
 - ・ 物を貸しても、返してもらえない。



いじている意識がない場合でも、それをされた本人が心身の苦痛を感じているものは
いじめです。

- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊される
 - ・ 靴を隠される。
 - ・ 持ち物を、ゴミ箱や便器に捨てられる。
- 嫌なことや、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる
 - ・ 人前で、ズボンを下ろされる。
 - ・ 脅されて、万引き等をさせられる。
- パソコンや携帯電話などでの誹謗中傷や、嫌なことをされるなど
 - ・ LINEに悪口を書かれたり、恥ずかしい写真を掲載されたりする。



いじめの構造

いじめは、いじめを受けている「被害者」、いじめを行う「加害者」だけの問題ではありません。いじめを助長する「観衆」や、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」もいます。これらは、短期間で入れ替わったり、「観衆」「傍観者」がいつの間にか、巻き込まれたりすることもありますので、十分気を付けて子供の様子を見守る必要があります。

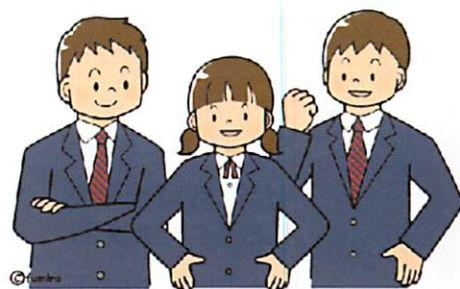


いじめんだー

いじめに早期に気づくための **チェックポイント**

お子さんの態度やしぐさは気になりませんか？

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。
- ☐ 家族との対話を避けるようになる。
- ☐ 部屋に閉じこもって、家族とも食事をしたがない。
- ☐ 感情の起伏が激しくなり、物や動物に八つ当たりする。
- ☐ 帰りが遅くなったり、理由を言わずに外出したりする。
- ☐ メールをこそこそ見たり、電話が鳴ると怯えたりする。



学習面で変わった点はありませんか？

- ☐ 成績が下がっている。
- ☐ 勉強が手につかない。
- ☐ 学習時間が減ったり、宿題をしなくなったりする。
- ☐ 学校の話避けるようになり、学校の話をしようとすると、急に機嫌が悪くなる。
- ☐ 「学校を辞めたい」「転校したい」「部活を辞めたい」と言い出す。

持ち物や金品について、何か気になる点はありませんか？

- ☐ 家庭から品物やお金がなくなる。
- ☐ 使い道のはっきりしないお金を欲しがる。
- ☐ 買い与えたはずの学用品やゲームソフトなどが、頻繁になくなる。

お子さんの服装や身体面、体調について気になる点はありませんか？

- ☐ 衣服に汚れや破れがあったり、手足や顔等にすり傷や打撲の跡があったりする。
- ☐ 自分の物ではない衣服や制服を着ている。
- ☐ 学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると、腹痛等の身体の不調を訴えたりする。
- ☐ 食欲がなく、不眠を訴える。

友好関係で気になる点はありませんか？

- ☐ 学校や友達のことを話さなくなる。
- ☐ 急に友達が変わる。
- ☐ 親しい友達と遊ばなくなり、一人で自宅で過ごすようになる。
- ☐ 無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがある。

ネットいじめにあっていませんか？

- ☐ ネット上に悪口を書かれたり、嫌な写真を載せられたりする。
- ☐ 自分が入っていない、新しいLINEグループができています。
- ☐ ネットを利用した連絡が、自分にだけ届いていない。

心配な時は！



まもらいだー

いじめを受けている児童生徒の中には、「親に心配かけたくない」という思いや、「しばらく我慢していれば、いずれ、いじめはおさまる」との考えから、誰にも相談しないケースも少なくありません。

そんな時こそ、いじめのチェックポイントを活用してください。

いくつかの項目が当てはまるのに、お子さんがいじめを認めようとしないこともあります。少しでも心配に感じた時には、速やかに、担任の先生や教頭先生、養護教諭、スクールカウンセラーなど、教育相談の窓口となる先生に相談してください。

その他、裏面の相談機関も相談を受け付けています。

相談窓口一覧

(平成27年1月1日現在)

	相談機関	相談電話	相談時間
1	24時間いじめ相談ダイヤル (文部科学省)	☎0570-0-78310	24時間 365日
2	教育相談ダイヤル (県総合教育センター)	☎784-3568	平日 9:00~16:00
3	子どもの相談ダイヤル (県総合教育センター)	☎784-3569	平日 9:00~16:00
4	仙台市教育相談室 (仙台市教育委員会)	☎214-0002	平日 9:00~17:00
5	仙台市児童相談所	☎718-2580	平日 8:45~16:00
6	親子こころの相談室 (仙台市児童相談所)	☎219-5220	平日 8:30~16:00
7	仙台市子供相談支援センター	☎262-4828	平日 8:30~18:00
8	ヤングテレホン相談 (仙台市子供相談支援センター)	☎222-7830	24時間 365日
		☎0120-7830-17 (携帯・PHS等からは利用できません)	24時間 365日
9	子育て何でも電話相談 (仙台市子供相談支援センター)	☎216-1152	平日 8:30~17:00
10	子どもの人権110番 (仙台法務局)	☎0120-007-110	平日 8:30~17:15
11	仙台いのちの電話 (社会福祉法人)	☎718-4343	24時間 365日
12	いじめ110番 (宮城県警察本部)	☎221-7867	24時間 365日
13	少年サポートセンターせんだい	☎266-8655	平日 9:00~17:45
14	チャイルドライン (特定非営利法人チャイルドライン支援センター)	☎0120-99-7777	月~土 16:00~21:00
15	いじめ相談受付メール (仙台市教育委員会)	✉ soudan@city.sendai.jp	

ネットいじめを防ごう!



まもリーナ

- 携帯電話やスマートフォンを買い与える場合、「我が家のルール」についてお子さんと確認することが大切です。
①利用目的、②利用時間、③利用場所、④月々の料金など。
- お子さんに携帯電話やスマートフォンを買い与える場合、フィルタリングサービスを利用するようにしましょう。店員からすすめられない場合、保護者から問い合わせることも必要です。
- ネットに接続可能なゲーム機や携帯型音楽プレーヤーでも、LINEなどのSNSを利用することができます。時々お子さんの利用状況を確認するようにしましょう。